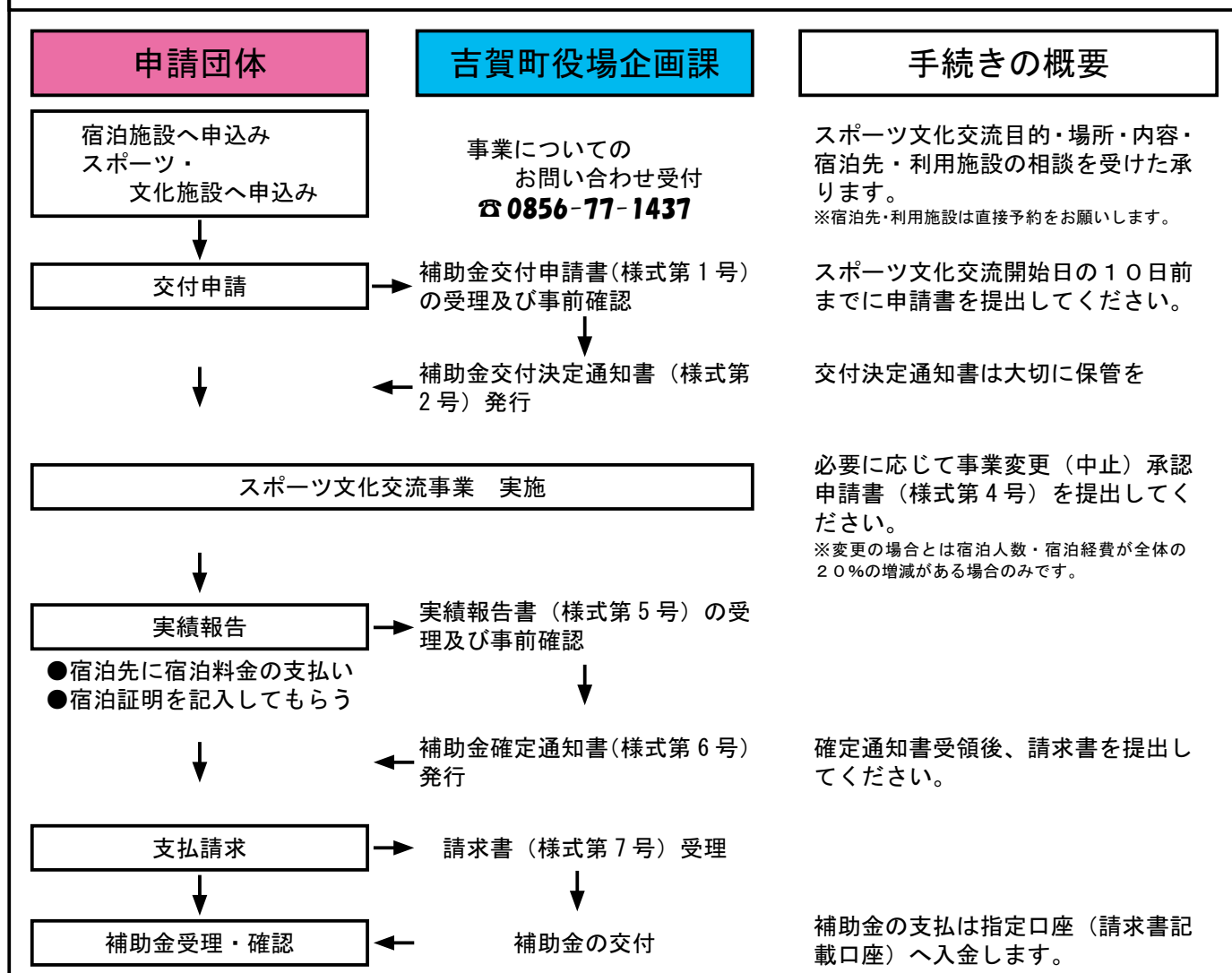


**1,000 円補助**

# 町内施設 を利用して **5人以上** の団体で **合宿・学習・大会** をぜひ **吉賀町**

でしてませんか

## 助成手続きの流れ



### 対象とする場合

- 合宿  
(スポーツ活動・文化活動(講習会・学習会含む))  
を行う場合。  
※長期合宿の場合、練習の休暇も含まれます。
- 大会参加  
町内施設(スポーツ・文化施設)を利用した大会に  
参加し、町内宿泊施設に宿泊する場合。  
※大会への参加は前後泊も対象する。
- 体験旅行  
学校が行う修学旅行、課外授業等をする場合。
- 引率・指導者も対象とする。
- ◎団体内で別々の宿泊施設を利用した場合もOK。

### 対象としない場合

- 町内を合宿・研修等の会場としない場合。
- 観光・イベント参加・まちあるき・ウォーキング等  
の場合。
- 5人未満となる場合。
- 要綱第3条1項4～8号に該当する場合。
- 予算範囲を超えた宿泊(予算の打切含む)。
- 年度を越える申請の場合。
- 事後申請の場合。

**注意点**

1人1泊あたり最大で1,000円補助です。2,000  
円を下回る宿泊費は半額助成になります。